

第五十九号議案

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例  
江戸川区立障害者就労支援センター条例（平成十七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「就労移行支援」を「就労選択支援」に改め、同条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「第五号第十八項」を「第五号第十九項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第五号第十五項」を「第五号第十六項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第五条第十四項に規定する就労移行支援に関すること。

第四条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第二項中「前条第三号」を「前条第四号」に改め、同条第三項中「第四号及び第五号」を「第五号及び第六号」に改める。

第六条中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（説明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）の改正により、江戸川区立障害者就労支援センターで行う事業に就労選択支援を追加するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。